

証券コード 9258  
2022年12月7日

株 主 各 位

東京都港区芝浦四丁目13番23号  
**株 式 会 社 C S - C**  
代表取締役社長 梶 原 健

招集ご通知

### 第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、株主の皆様におかれましては、感染防止の観点より、会場への当日のご来場はお控えいただくとともに、書面又は電磁的方法（インターネット）により事前の議決権行使をいただくことを推奨させていただきます。

お手数ながら、後述の株主総会参考書類をご検討いただき、3～4ページに記載の「議決権行使についてのご案内」等をご参照のうえ、**2022年12月21日（水曜日）午後6時15分**までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |                 |   |   |
|-----------------|---|---|
| 1. 日            | 時 | 2022年12月22日（木曜日）午後1時  |
| 2. 場            | 所 | 東京都港区芝浦三丁目1番21号<br>msb Tamachi 田町ステーションタワーS 4階<br>TKPガーデンシティPREMIUM田町 ホール4C<br>(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項<br>報告事項 |   | 第11期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告及び<br>計算書類報告の件  |
| 決議事項            |   |   |
| 第1号議案           |   | 定款一部変更の件  |
| 第2号議案           |   | 取締役6名選任の件   |
| 第3号議案           |   | 監査役1名選任の件   |
| 第4号議案           |   | 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件   |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- ◎当日は新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、適切な感染防止策を講じた上で開催させていただきます。株主総会会場においては、マスクの着用、手指等のアルコール消毒へのご協力をお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://s-cs-c.com>) に掲載させていただきます。
- ◎本定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://s-cs-c.com>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p><b>株主総会にご出席される場合</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2022年12月22日 (木曜日) 午後1時 (受付開始：午後0時30分)</p>	 <p><b>書面（郵送）で議決権を行使される場合</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年12月21日 (水曜日) 午後6時15分到着分まで</p>	 <p><b>インターネットで議決権を行使される場合</b></p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年12月21日 (水曜日) 午後6時15分入力完了分まで</p>
---	--	--

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

**第1、3、4号議案**

- 賛成の場合 >> **【賛】** の欄に○印
- 反対する場合 >> **【否】** の欄に○印

**第2号議案**

- 全員賛成の場合 >> **【賛】** の欄に○印
- 全員反対する場合 >> **【否】** の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> **【賛】** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

## インターネットによる議決権行使のご案内

### QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

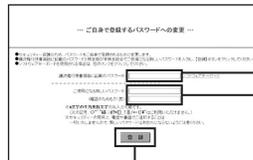
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法等がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

## 事業報告

(2021年10月1日から  
2022年9月30日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度（2021年10月1日から2022年9月30日まで）において、当社のクライアントが属するローカルビジネス(\*1)業界は、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限が緩やかになってきたものの、2022年7月からは第7波として新型コロナウイルス感染症の感染者数が再び増え、人々の外出への警戒心が強まったことから、ローカルビジネス業界における売上の伸びは鈍化が続いており、苦戦を強いられています。更に、ウクライナ情勢の影響による原材料・エネルギー価格の高騰や、急激な円安の進行による物価の高騰等により、値上げを余儀なくされる店舗が増えていることから、個人消費の減退が懸念され、依然として先行きは不透明な状況にあります。

一方、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限の緩和に伴い、外国人観光客に対する水際対策も、入国者数の上限の見直しや、2022年9月からは添乗員なしパッケージツアーの受け入れを再開する等、経済活動に対する制約が徐々に緩和され、インバウンド需要においては回復の色が強まってきております。

そのような状況下、当社では、日々変化するニーズを適時適切に把握し、当社の主力サービスであるSaaS型統合マーケティングツール「C-mo」に、ローカルビジネスのマーケティング課題の解決に寄与する新機能を付随しリリースすると同時に、営業構造を強化することで、顧客満足度の向上とシェアの拡大に努めてまいりました。

営業構造の強化につきましては、アライアンス企業からの紹介が約7割、直販が約3割という構造となっておりますが、それぞれ更なる強化を続けてまいりました。

アライアンス企業に対しては、前事業年度に引き続き、勉強会や紹介店舗の進捗報告会を開催するほか、営業同行を行うことで、関係性の強化や紹介の活性化に取り組んでおります。同時に、アライアンス企業の新規開拓も継続的に行っており、当事業年度末のアライアンス企業数は413社となりました。

直販に関しては、2022年1月から開始したサロンオーナー及び店舗の販促責任者向け無料

招集  
ご通知

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会  
参考  
書類

ウェビナー「サロテツ～SALONの鉄人～」に、2022年9月末時点で延べ約7,000名の方に参加いただいております。当社の知名度向上並びに、新規契約の獲得に繋がっております。

この結果、当事業年度の経営成績は、売上高2,182,083千円（前期比14.4%増）、営業利益243,426千円（同47.1%増）、経常利益243,296千円（同44.6%増）、当期純利益148,516千円（同25.8%増）となりました。

なお、当期末の剰余金の配当につきましては、今後現行事業及び新規事業の展開に向けた投資を行うことにより、収益の安定性を高め、経営基盤の強化を図っていく必要があると考えていることから、無配とさせていただきます。株皆様のご理解を賜りたく、お願い申し上げます。

#### 用語解説

##### (\*1)ローカルビジネス

個人事業主や中小企業を中心とした、地域に根付いた店舗ビジネスの総称で、グルメ・ビューティー・トラベル・アパレル等のジャンルがある。

#### ② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資総額は122,203千円であり、ソフトウェアの開発費122,203千円であります。

また、当事業年度において重要な影響を及ぼす設備の除却、売却等はありません。

#### ③ 資金調達の状況

当社は2021年12月24日をもって東京証券取引所マザーズ市場（現 グロース市場）に上場し、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額1,403,370千円の資金調達を行いました。

また、ストック・オプションとしての新株予約権の行使による募集株式の発行により、13,000千円の資金調達を行いました。

また、新型コロナウイルス感染症拡大への対策として、金融機関より短期借入金として180,000千円の調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 8 期 (2019年9月期)	第 9 期 (2020年9月期)	第 10 期 (2021年9月期)	第 11 期 (当事業年度) (2022年9月期)
売 上 高 (千円)	2,240,077	1,947,704	1,907,963	2,182,083
経 常 利 益 (千円)	125,211	63,113	168,278	243,296
当 期 純 利 益 (千円)	73,584	18,266	118,023	148,516
1株当たり当期純利益 (円)	14.71	3.65	23.60	24.17
総 資 産 (千円)	795,834	863,857	1,041,154	2,631,321
純 資 産 (千円)	452,459	470,725	588,748	2,152,235
1株当たり純資産 (円)	90.21	93.86	117.46	327.44

- (注) 1. 当社は、2021年8月16日開催の取締役会決議により、2021年9月1日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っております。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 第11期の期首より、当社は「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社をとりまく環境は、新型コロナウイルス感染症の拡大が人々の行動を極端に制限しており、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種が進むものの、先行きが不透明かつ不確実な時代に突入しております。

当社の主要クライアントの一つであるグルメ業界においては、新型コロナウイルス感染症の状況は第7波以降落ち着きを見せているものの、原材料価格の高騰に伴う物価上昇や光熱費の高騰等もあり、値上げを余儀なくされることから消費活動の萎縮が懸念され、今後も予断を許さない状況が続くものと思われまます。

一方で、当社は「かかわるC(\*2)に次のステージを提供し、笑顔になっていただく」をミッションに、「マーケティング、テクノロジー、コンサルティングスキルを武器とし、ローカルビジネスの活性化を通じて、消費者に日々の楽しみを提供し、店舗、街・地域、国が活性化されている状態。」「公益資本主義(\*3)の浸透により、ビジネスと社会貢献が両立する世界が確立している状態。」の2つのビジョンを引き続き掲げ、世界をよりステキに、より笑顔にすることに貢献し、たくさんの「ありがとう」を生み出し続ける会社になることを目指しております。

##### 用語解説

(\*2)かかわるC

CLIENT (クライアント)、COUNTRY・COMMUNITY (国・地域)、CONSUMER (消費者)、CHILDREN (子供) の5つを指す。

(\*3)公益資本主義

世の中の不均等を是正することを目的とし、会社経営で得た利益の一部を社会の課題解決へ再配分するという考え方。

当社におきましては、当社をとりまく環境を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を念頭に置いた運営も新たな課題として認識した上で、これらのビジョンを具現化するため、以下の課題に取り組む所存であります。

#### ① 既存事業の収益の拡大

現事業の持続・発展のためには、継続的なサービスの改善、安定的なサービスの提供、クライアント企業との信頼性向上が必須であると考えております。

「C+」については、コンサルタントの接遇面・技術面での教育体制強化によるサービスの質の向上、グルメ業界、ビューティー業界以外のローカルビジネスへの積極的なサービスの横展開等により、収益基盤の拡大を行ってまいります。

また、「C-mo」については、継続的なシステムの機能強化・改善・改良を実施するとともに、増加するクライアント企業へのサポートの体制づくりが必須であるため、カスタマーサクセス（「C-mo」サポート担当）の積極的な教育体制強化及び採用活動を実施してまいります。

#### ② 知名度の向上

当社は、収益基盤強化のため、Webマーケティングのトータルサポート「C+」及びSaaS型統合マーケティングツール「C-mo」の知名度の向上を図ることが必要であり、知名度の向上は新規の顧客開拓や優秀な人材の確保に寄与するものと考えております。当社は今後、イベントへの出展、自社ホームページをはじめ、様々なメディアを使った情報発信を強化することにより、知名度向上を目指してまいります。

#### ③ 新規事業及び新規サービスによる収益基盤の拡大

当社は、急激な事業環境の変化に対応し、競合他社に比して更なる収益拡大を図るために、事業規模の拡大と新たな収益源の確保が必須であると考えております。このために、クライアント企業及び消費者の潜在需要をいち早く読み取り、新規事業及び新規サービスの開発に積極的に取り組むことで、更なる収益基盤の拡大を行ってまいります。

#### ④ システムのセキュリティ管理体制と安定化

当社の展開する事業は、Webマーケティングに係るシステムのセキュリティ管理体制の構築が重要であり、市場環境の変化に対応したセキュリティ管理体制の維持・構築・整備を継続的に進めてまいります。

また、更なるクライアントの増加や新規事業等に伴うアクセス数の増加に備え、サーバー設備の増強や負荷分散を推進する等の対策が必要となります。当社は、これら対策の重要性を認識した上で、今後も継続的な維持管理を行い、システムの安定化に取り組んでまいります。

⑤ 人材の確保

当社が今後更に事業を拡大していくためには、優秀な人材の確保と育成が必要不可欠であると考えております。当社としましては、採用における競争力の強化を図るために、魅力ある職場環境を構築いたします。従業員の能力やモチベーション向上に資するため、教育研修制度の強化、福利厚生充実、人事制度の整備・運用を進めてまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

当社が更なる事業拡大、継続的な成長を遂げるためには、コンプライアンス体制の強化と、確固たる内部管理体制構築を通じた業務の標準化と効率化の徹底を図ることが重要であると考えております。当社としましては、健全な企業経営に不可欠なコンプライアンス意識を醸成すべく、制度が従業員に十分浸透し定着するよう、継続的な取り組みを推進してまいります。

また、内部統制の環境を適正に整備し、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させることによって、内部管理体制の強化を図り、企業価値の最大化に努めてまいります。

⑦ グローバル展開への対応

当社は、今後の収益拡大を目指す上で、グローバルな事業展開への対応が必要不可欠であると考えております。グローバルな事業展開を本格化する上で、諸外国におけるマーケティング手法の確立に努めるべく、現地の需要の調査を行い、必要に応じてコンサルティング会社を利用することや、M&Aを行うことを検討しており、日本だけにとどまらないグローバルな事業展開を積極的に実施してまいります。

⑧ 新型コロナウイルス感染症への対応

今後の見通しにおいて、新型コロナウイルス感染症の収束時期や消費者の動向は不透明であり、当社の主要クライアント先の一つであるグルメ業界においても、売り上げ回復には時間を要することが想定されます。

このような環境下において、当社としましては、必要に応じたサービスの減免対応、新規サービスの開発・提供を行う等、企業価値の向上・収益力の向上を目指し、各施策に取り組んでいきたいと考えております。

また、社内においても引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止策を継続するとともに、従業員の安全確保、全社的な経費削減等に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年9月30日現在)

当社はローカルビジネスDX事業の単一セグメントであり、「C-mo」「C+」「デジタル広告」の3つのサービスを展開しております。

サービス区分	サービス内容
C-mo	店舗マーケティングのDX化を実現する『SaaS型統合マーケティングツール』提供サービス
C+	コンサルティング事業においてサービス提供をしてきた実績と、そのデータを基に適正な分析・対策を繰り返し実行してきたノウハウを体系化して作り上げた、ハンズオン型コンサルティングサービス
デジタル広告	主にクライアントの集客力アップや企業のブランド認知度向上につながるGoogle広告、Yahoo!広告、近年主流となってきたSNS検索に効果的な影響を及ぼすFacebook広告、LINE広告等の広告運用代行等

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年9月30日現在)

本社	東京都港区
東京支社	東京都港区
大阪支社	大阪府大阪市西区

(7) 使用人の状況 (2022年9月30日現在)

当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
151 (42) 名	10名増 (6名増)	29.8歳	2年10ヶ月

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年9月30日現在)

(単位：千円)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	25,010

**(9) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針**

当社は、「取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる」旨定款に定めております。当社では、今後現行事業及び新規事業の展開に向けた投資を行うことにより、収益の安定性を高め、経営基盤の強化を図っていく必要があると考えていることから、そのために必要な内部留保を充実させていくことを配当の基本方針とし、当期末の剰余金の配当につきましては無配とさせていただきます。株主様のご理解を賜りたく、お願い申し上げます。

**(10) その他会社の現況に関する重要な事項**

2021年12月24日付けで、当社株式は東京証券取引所マザーズ市場（現 グロース市場）へ新規上場いたしました。

## 2. 株式の状況 (2022年9月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,572,800株
- (3) 株主数 3,133名

### (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社スマイルプラス	3,000,000株	45.6%
梶原健	1,375,000株	20.9%
株式会社日本カストディ銀行	367,200株	5.6%
森谷広樹	147,600株	2.2%
UBS AG LONDON ASIA EQUITIES	93,300株	1.4%
渡邊毅	80,000株	1.2%
auカブコム証券株式会社	68,800株	1.0%
野村信託銀行株式会社	64,800株	1.0%
MSIP CLIENT SECURITIES	63,700株	1.0%
株式会社SBI証券	61,500株	0.9%

(注) 自己株式は保有しておりません。

### (5) その他株式に関する重要な事項

- ① 当社は、2021年12月24日に東京証券取引所マザーズ市場（現 グロース市場）に上場いたしました。上場にあたり、2021年12月23日を振込期日とする公募（ブックビルディング方式による募集）により、発行済株式の総数は1,250,000株増加しております。
- ② 2022年1月26日を振込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数は260,300株増加しております。
- ③ ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は62,500株増加しております。

### 3. 会社役員の状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況（2022年9月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	梶原 健	—
取締役	森田 大輔	コンサルティング本部長 兼 新規事業開発本部長 兼 営業本部管掌
取締役	宇田川 政幸	開発本部長
取締役	河野 圭介	HR本部長
取締役	林 宏一	管理本部長
取締役	福田 貴史	グランディール株式会社 代表取締役 株式会社ビジュアライズ 監査役
常勤監査役	宮崎 光二	—
監査役	中山 茂	TMI 総合法律事務所 弁護士 Atlas Technologies株式会社 社外監査役
監査役	山口 満	株式会社山口 取締役 CPAパートナーズ株式会社 代表取締役 山口公認会計士事務所 所長 株式会社キュア・アップ 監査役 TAXパートナーズ税理士法人 代表社員 株式会社 Matchbox Technologies 監査役 株式会社遺伝子治療研究所 監査役

- (注) 1. 取締役福田貴史氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役宮崎光二氏並びに監査役中山茂氏及び山口満氏は、社外監査役であります。
3. 社外監査役山口満氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、社外取締役福田貴史氏、常勤監査役宮崎光二氏、監査役中山茂氏及び山口満氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. 2022年9月30日現在の執行役員は営業部部長石黒博和氏1名であります。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び監査役とも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

なお、当該限定責任が認められるのは、当該社外役員が責任の原因となった職務執行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## (3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の全取締役及び監査役であります。当該保険の保険料は全て当社が負担しており、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金等を当該保険契約により填補することとしておりますが、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意又は重過失に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由を設けております。

## (5) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2019年9月25日開催の臨時株主総会決議により、取締役の報酬等の上限は年額200,000千円（当該株主総会の終結時点の取締役の員数は6名）、監査役の報酬額の上限は年額50,000千円（当該株主総会の終結時点の監査役の員数は3名）としております。

### ② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は役員報酬等の額又はその算出方法の決定に関する方針は定めておりませんが、株主総会で決定した限度額の範囲内で、取締役については代表取締役社長へ一任し職務内容及び当社の状況等を勘案のうえ、決定しております。

監査役の報酬については、株主総会で決議された総枠の中で監査役の協議によって、決定しております。

今後の予定としましては、役員報酬の透明性を高めるため、2023年9月期に係る定時株主総会終了後、任意の指名・報酬諮問委員会を設置し、役員報酬決定プロセスを定める予定であります。取締役の報酬等の額は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、任意の指名・報酬諮問委員会が取締役会にて答申した取締役の報酬体系、及び報酬決定の方針に基づき決定を行う予定であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長である相原健に対し、各取締役の担当部門の役割、業績等を踏まえた賞与の評価配分基本報酬額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

④ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	83,793 (2,550)	83,793 (2,550)	—	—	6 (1)
監査役 (うち社外監査役)	10,500 (10,500)	10,500 (10,500)	—	—	3 (3)
合計 (うち社外役員)	94,293 (13,050)	94,293 (13,050)	—	—	9 (4)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 当社は、業績連動報酬等を支給しておりません。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役福田貴史氏は、グランディール株式会社の代表取締役及び株式会社ビジュアルライズの監査役であります。当社との間には特別な関係はありません。

社外監査役中山茂氏は、TMI総合法律事務所の弁護士及びAtlas Technologies株式会社の社外監査役であります。当社は、TMI総合法律事務所に顧問弁護士業務を依頼しております。Atlas Technologies株式会社と当社との間には特別な関係はありません。

社外監査役山口満氏は、株式会社山口の取締役及びCPAパートナーズ株式会社の代表取締役、山口公認会計士事務所の所長、株式会社キュア・アップの監査役、TAXパートナーズ税理士法人の代表社員、株式会社 Matchbox Technologiesの監査役、株式会社遺伝子治療研究所の監査役であります。当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 福田 貴史	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席しました。様々な企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに取締役会において、適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役 宮崎 光二	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査役会15回の全てに出席しました。他業界における幅広い経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うほか、監査役会において、監査結果の意見交換、監査役の職務執行に関する重要事項について協議を行っております。
社外監査役 中山 茂	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査役会15回の全てに出席しました。弁護士という立場で企業法務の観点から、また、多くの企業の経営相談に携わった経験をもとに取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うほか、監査役会において、監査結果の意見交換、監査役の職務執行に関する重要事項について協議を行っております。
社外監査役 山口 満	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査役会15回の全てに出席しました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うほか、監査役会において、監査結果の意見交換、監査役の職務執行に関する重要事項について協議を行っております。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

##### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,420千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,620千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

##### (3) 非監査業務の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

##### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 

取締役会議事録、決議書、その他取締役の職務の執行に係る情報について、「文書管理規程」に従い、情報類型毎に保存期間・保存方法・保存場所を定め、文書又は電磁的記録の方法により閲覧可能な状態で、適切に管理を行う。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a. 業務遂行に伴うリスクのうち当社の経営に重大な影響を及ぼし得る主要なリスク（知的財産権、情報、訴訟事件等）について、「リスク・コンプライアンス規程」を定め、個々のリスク管理に係る体制及びこれらのリスクを統合し管理する体制を整備する。
  - b. 「リスク・コンプライアンス規程」に有事対応体制について定め、大規模自然災害等の危機発生時における主要業務の継続及び早期復旧の実現を図り、かつ経営基盤の安定と健全性の確保を図る。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回（定時）開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
  - b. 当社の取締役の職務分担及び担当部門の分掌業務及び職務権限を適切に配分する。
  - c. 当社の重要な業務執行に関する事項について取締役間及び部門長会議で協議し、取締役会の審議の効率化及び実効性の向上を図る。
- ④ 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 

当社は、当社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するために必要な体制を次のとおり整備する。

  - a. 当社は、当社の取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、当社に適用するリスク・コンプライアンス規程等を定め、職制に基づいてこれらの周知及び実践的運用を行う体制を構築する。
  - b. 取締役会における取締役の職務執行の状況報告等を通じて当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令等に適合していることを確認する。

- c. 「リスク・コンプライアンス規程」に当社のリスク管理に関する規定を定め、リスク管理に対する役職員に対する周知徹底及び全社横断的な調査・監督指導を行う。
  - d. リスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関わる重要決定事項の通達、実務上の課題の洗い出し並びに問題点の検討を行うとともに、日常的な啓蒙活動等を通じて、全社的なコンプライアンス活動を推進する。
  - e. 財務計算に関する書類その他の情報の適正を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の整備を行う。
  - f. 役職員は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当な要求を受けた場合には、警察等の外部専門機関とも連携し、毅然とした態度で臨む。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 内部監査担当者が協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の使用人の設置が必要な場合、監査役はそれを指定できるものとする。
- ⑥ 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- a. 当社の取締役及び使用人は、監査役及び監査役会に対して、法定の事項に加え次に定める事項を報告する。
    - (a) 会社経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事項
    - (b) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
    - (c) 重大な法令・定款違反
    - (d) その他コンプライアンス上重要な事項当社は、当該報告を監査役へ報告した者に対して、その報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
  - b. 監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、意見を表明する。
  - c. 監査役及び監査役会は、その職務を遂行するために必要と判断するときは、いつでも取締役及び使用人に報告を求めることができるほか、取締役及び使用人から個別に職務執行状況を聴取することができる。

d. 監査役が取締役の職務の執行に関して意見を表明し、又はその改善を勧告したときは、当該取締役は、指摘事項への対応の進捗状況を監査役に適宜報告する。

⑦ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役がその職務の執行につき、当社に対して費用の前払等の請求をしたときは、当社は請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行う。

⑧ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 取締役は、監査役の業務の遂行にあたり、本社各部門及び支店に立ち入り、重要な取引先等の調査、また、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境の提供、その他の事項について監査役が協力を求める場合は、可能な限り他の業務に優先して監査役に協力する。

b. 監査役は必要に応じて各種会議、打合せ等に出席することができる。

c. 監査役会は監査内容について情報交換を行うため、内部監査人及び会計監査人と連携を図る。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社のリスク管理の方針を「リスク・コンプライアンス規程」に定め、業務の適正を確保するための体制を構築するとともに、当社の内部監査部門による内部監査規程に基づく監査を実施することにより、当社の業務の適正を確保しております。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

当社では、株式会社の支配に関する基本方針については、特に定めておりません。

## 貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>2,197,158</b>	<b>流動負債</b>	<b>464,071</b>
現金及び預金	2,022,533	買掛金	34,085
売掛金	132,557	1年内返済予定の長期借入金	9,996
前払費用	41,565	未払金	222,768
その他	10,485	未払法人税等	86,491
貸倒引当金	△9,983	未払消費税等	40,592
<b>固定資産</b>	<b>434,162</b>	前受金	60,530
<b>有形固定資産</b>	<b>26,142</b>	預り金	4,090
建物	23,597	その他	5,515
工具、器具及び備品	2,545	<b>固定負債</b>	<b>15,014</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>249,020</b>	長期借入金	15,014
ソフトウェア	222,531	<b>負債合計</b>	<b>479,085</b>
ソフトウェア仮勘定	26,488	<b>純資産の部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>158,999</b>	<b>株主資本</b>	<b>2,152,235</b>
敷金及び保証金	65,926	資本金	758,185
繰延税金資産	35,989	資本剰余金	758,241
その他	57,084	資本準備金	708,241
		その他資本剰余金	50,000
		<b>利益剰余金</b>	<b>635,808</b>
		その他利益剰余金	635,808
		繰越利益剰余金	635,808
		<b>純資産合計</b>	<b>2,152,235</b>
<b>資産合計</b>	<b>2,631,321</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>2,631,321</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

( 2021年10月 1日から  
2022年 9月30日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		2,182,083
売上原価		685,719
売上総利益		1,496,364
販売費及び一般管理費		1,252,938
営業利益		243,426
営業外収益		
販売協賛金	154	
その他	166	320
営業外費用		
支払利息	416	
その他	33	450
経常利益		243,296
特別利益		
新株予約権戻入益	1,400	1,400
税引前当期純利益		244,696
法人税、住民税及び事業税	90,899	
法人税等調整額	5,281	96,180
当期純利益		148,516

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年11月22日

株式会社CS-C  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	和田 磨紀郎	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田村 知弘	㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社CS-Cの2021年10月1日から2022年9月30日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と、適時オンライン会議等のリモート監査手法を活用しながら意思の疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において事務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び太陽有限責任監査法人から、当該内部統制の整備運用状況と評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

以上の方法に基づき、当該事業年度に関わる事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月25日

株式会社CS-C 監査役会

常勤監査役 宮崎 光二 ㊟  
(社外監査役)

監査役 中山 茂 ㊟  
(社外監査役)

監査役 山口 満 ㊟  
(社外監査役)

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものとしたします。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>② 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

**第2号議案** 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役1名を含む、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数 (2022年9月30日時点)
1	すぎのはら たけし 梶原 健 (1976年11月4日)	2001年4月 株式会社スターフューチャーズ証券入社 2002年12月 株式会社ベンチャー・リンク入社 2006年6月 株式会社Vle（現株式会社Vleライナック）出向 2011年10月 当社設立 代表取締役社長就任（現任） 2014年4月 株式会社CPR設立 2018年8月 株式会社スマイルプラス設立 代表取締役就任（現任）	4,375,000株
<p><b>【選任理由】</b> 梶原健氏を取締役候補者とした理由は、同氏は創業者で代表取締役社長として、経営全般統括の任務を通じ、ローカルビジネスへの活性化に対する豊富な知見を有しております。また、当社経営トップとしての豊富な経験と実績に基づく優れた経営判断能力及び経営執行力を有しており、会社の継続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。</p>			
2	もりた だいすけ 森田 大輔 (1984年8月18日)	2005年4月 和泉自動車販売株式会社入社 2007年4月 株式会社光通信入社 2009年6月 SBMグルメソリューションズ株式会社 (現株式会社EPARK) に転籍 2011年3月 e-まちタウン株式会社へ転籍 2013年1月 当社入社 2013年7月 当社 取締役就任（現任）	12,500株
<p><b>【選任理由】</b> 森田大輔氏を取締役候補者とした理由は、同氏はローカルビジネスが必要とするWebマーケティングに対する豊富な経験と知見を有しており、コンサルティング本部長及び新規事業開発本部長、営業本部管掌として事業全般を統括しております。豊富な経験と実績に基づく優れた経営判断能力と経営執行能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数 (2022年9月30日時点)
3	宇田川 政幸 (1976年10月12日)	1999年4月 バーガーキング・ジャパン株式会社入社 2001年2月 株式会社ベンチャー・リンク入社 2007年10月 株式会社ネットプライスドットコム (現 BEENOS株式会社) 入社 2010年12月 毎客迎(上海)貿易有限公司創業 2011年7月 毎客迎(上海)貿易有限公司設立 2013年12月 当社入社 2015年10月 当社 取締役就任(現任)	12,500株
<p><b>【選任理由】</b> 宇田川政幸氏を取締役候補者とした理由は、同氏はローカルビジネスが必要とするWebマーケティングに対する豊富な経験と知見を有しており、当社の主力サービスである「C-mo」の開発を手掛ける開発本部を統括しております。豊富な開発経験と実績に基づく優れた経営判断能力と経営執行能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。</p>			
4	河野 圭介 (1977年12月6日)	2001年4月 株式会社浜本入社 2002年12月 株式会社ベンチャー・リンク入社 2004年9月 株式会社三代目茂蔵(現匠本舗)に出向 2010年4月 株式会社生産者直売のれん会に転籍 2012年12月 学校法人東京モード学園入社 2014年4月 当社入社 2016年10月 当社 取締役就任(現任)	12,500株
<p><b>【選任理由】</b> 河野圭介氏を取締役候補者とした理由は、同氏はローカルビジネスが必要とするWebマーケティングに対する豊富な経験と知見を有しており、コンサルティング本部の統括経験を活かし、当社の重要な資産である人材を司るHR本部を統括しております。豊富な経験と実績に基づく優れた経営判断能力と経営執行能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数 (2022年9月30日時点)
5	林 宏一 (1967年7月5日)	1991年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 2001年2月 株式会社多摩川電子（現 株式会社多摩川ホールディングス）に出向 2003年2月 株式会社三井住友銀行復職 2005年5月 株式会社アプレシオ（現 株式会社Aprecio）入社 2007年10月 同社 取締役就任 2011年2月 ビズキューブ・コンサルティング株式会社入社 2011年5月 同社 取締役就任 2016年8月 当社入社 2019年5月 当社 取締役就任（現任）	10,000株
<b>【選任理由】</b> 林宏一氏を取締役候補者とした理由は、同氏はこれまで経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督を適切に行うとともに、管理本部を統括しております。前職等で培った豊富な経営経験と実績に基づく優れた経営判断能力と経営執行能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。			

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数 (2022年9月30日時点)
6	福田 貴史 (1972年9月24日)	1996年4月 第二電電株式会社(現 KDDI株式会社) 入社 2000年9月 キャップジェミニ・アーンスト&ヤング 株式会社(現 株式会社クニエ)入社 2002年6月 トランスコスモス株式会社入社 2004年1月 グローバルナレッジネットワーク株式会 社(現 トレノゲート株式会社)入社 2005年7月 KLab株式会社入社 2007年4月 ディップ株式会社入社 2010年4月 KLab株式会社入社(復職) 2013年9月 株式会社アドベンチャー 取締役就任 2016年1月 C Channel株式会社 取締役CFO就任 2016年11月 グランディール株式会社設立 代表取締役就任(現任) 2018年12月 アップセルテクノロジーズ株式会社 取締役就任 2019年8月 株式会社あどばる 取締役就任 2019年12月 当社社外取締役就任(現任) 2020年4月 株式会社WELCON 監査役就任 2020年10月 株式会社ビジュアライズ 監査役就任 (現任)	—
<b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b> 福田貴史氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は経営者及び取締役としての知識・経営を有するほか、財務・経営戦略全般に関するアドバイザー業務等の経験が豊富であり、当社経営陣から独立した立場で助言・提言を行っていただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 福田貴史氏は、社外取締役候補者であります。  
 3. 福田貴史氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。  
 4. 当社は、福田貴史氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

5. 当社は、保険会社との間で会社法430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる損害賠償金等の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、故意又は重過失に起因する場合を除く）。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、福田貴史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
7. 梶原健氏の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社スマイルプラスが保有する株式数も含んでおります。

---

招集ご通知

---

事業報告

---

計算書類

---

監査報告

---

株主総会参考書類

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役宮崎光二氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
金田一喜代美 (1962年11月20日)	1988年9月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 1989年5月 税理士登録および開業 2001年10月 ウィンテスト株式会社 社外監査役（その後監査等委員会に組織改変） 2008年6月 平安レイサーサービス株式会社 社外監査役（現任） 2017年12月 辻・本郷 税理士法人 新宿ミライナ本社	—
<b>【選任理由】</b> 金田一喜代美氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は税理士として財務会計に精通しており、経験、見識が豊富であり、また、他社の社外監査役としての経験から企業経営に関する見識を有していることから、これらの豊富な経験及び幅広い見識を活かして当社の監査業務を十分に果たしていただけるものと判断し、新たに社外監査役候補者としました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 金田一喜代美氏は、新任の社外監査役候補者であります。
3. 金田一喜代美氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験を有しておりますが、上記「選任理由」に記載の理由から、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。
4. 金田一喜代美氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が負担することになる損害賠償金等の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、故意又は重過失に起因する場合を除く）。金田一喜代美氏が社外監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 金田一喜代美氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

**第4号議案** 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

監査役宮崎光二氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴
宮崎 光二 (1952年12月15日)	2018年12月 当社常勤監査役就任(現任)

以上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

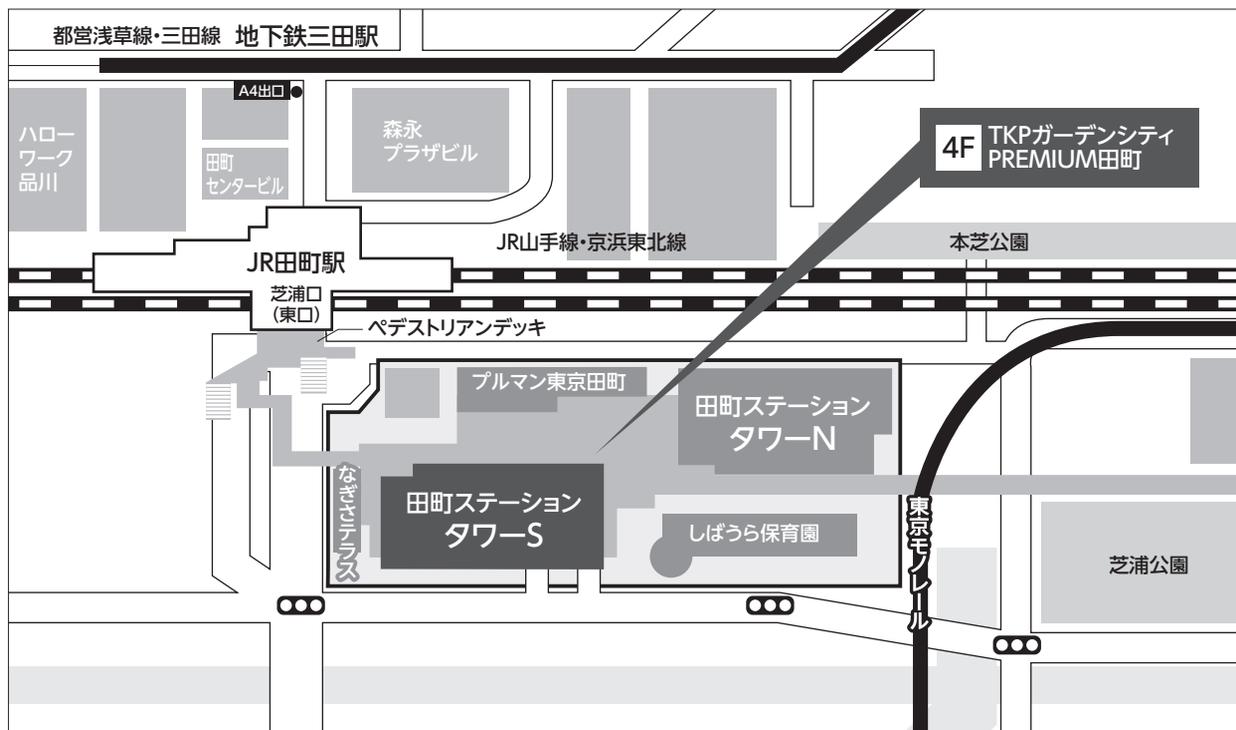
株主総会参考書類





## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区芝浦三丁目1番21号  
msb Tamachi 田町ステーションタワーS 4階  
TKPガーデンシティPREMIUM田町 ホール4C



### <交通>

JR田町駅 (山手線、京浜東北線)	芝浦口 (東口) 徒歩1分
地下鉄三田駅 (都営浅草線、都営三田線)	A4出口 徒歩5分